

産業技術総合研究所つくばセンターの施設管理等業務における
民間競争入札実施要項（案）に関する意見募集の結果について

平成23年11月1日
独立行政法人 産業技術総合研究所
総務本部財務部調達室

「産業技術総合研究所つくばセンターの施設管理等業務における民間競争入札実施要項（案）」について、平成23年9月16日（金）から平成23年10月6日（木）にかけて、広く国民の皆様からご意見を募集いたしましたところ、4件のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見の概要及びご意見に対する産業技術総合研究所の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様のご協力に深くお礼申し上げますとともに、今後とも産業技術総合研究所の様々な活動に対しご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 意見募集の実施方法

- (1) 募集期間：平成23年9月16日（金）～平成23年10月6日（木）
- (2) 周知方法：産業技術総合研究所公式ホームページに掲載
- (3) 提出方法：電子メール、FAX及び郵便

2. 意見募集の結果

提出意見数 4件

3. ご意見の概要及びご意見に対する産業技術総合研究所の考え方

別紙「産業技術総合研究所つくばセンターの施設管理等業務における民間競争入札実施要項（案）に関する意見募集の結果について」のとおり

4. お問い合わせ先

独立行政法人 産業技術総合研究所
総務本部財務部調達室
電話：029-861-2029

産業技術総合研究所つくばセンターの施設管理等業務における民間競争入札実施要項(案)に関する意見募集の結果について
(意見募集期間:平成23年9月16日～10月6日)

番号	頁	対象箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	実施要項案の修正
1	P.11～13	②加点項目審査	1)加算点について(P.11～13) 350点と設定されていますが、今回の対象業務につきましては、対象施設や業務範囲も多岐にわたるため、「創意工夫を最大限発揮した提案を高く評価する」という観点から、配点について現行水準よりも高く設定することをご提案いたします。	本業務では、スケールメリットによるコストダウンの期待が大きいことから、提案内容の影響度が大きくなる加算方式ではなく、入札価格の影響度が大きい除算方式を採用するとともに、優れた提案も評価できるよう基礎点の7割となる350点を加算点としたもので、妥当と判断しております。	—
2	P.19	⑩再委託の取り扱い	2)再委託の取扱い(P.18～19) 「また、民間事業者は、企画書の提出前に、再委託先が単独又は入札参加グループで本入札に参加しようとする者でないことを確認するものとする。」との表記がありますが、その制約により、最適な再委託先の選定の自在性が損なわれる懸念が生じ、また、そのことで最適でない再委託先の選定を余儀なくされ、コスト高となることも考えられます。従いまして、上記括弧内の表現の削除をご提案いたします。	本競争入札に単独又はグループで参加する者が、競争相手となる他の入札参加者の再委託先になることは、公正な競争を阻害する恐れがあるため、原案通りとします。 なお、入札に参加しなければ、複数の入札参加者の再委託先となることを妨げるものではありません。	—
3	P.38	別紙(直近の契約状況について)	3)直近の契約状況について(別紙5/P.38) それぞれの業務における直近2か年の契約金額の記載がありますが、平成24年度の委託業務に新たに追加された仕様がございましたら、その内容について教えてください。	平成22年度当初契約と比較して平成24年度契約において新たに追加された仕様は、設備等維持管理業務における「電気主任技術者の設置」、同「瞬低対策機器の定期点検」、同「西5D棟特殊ガス配管等定期点検」、警備業務における「各事業所建物内の立哨」等となります。	—
4	実施要項全般		施設管理等業務の統合による各業務の総括委託により、事務手続き等の統一(単一)化及び、施設管理計画等の統合性が確保されることで、委託業務全体としての管理集約化が図れる利点があると思われまます。 委託業務範囲の拡大に伴う、単独委託における提供業務の品質管理上の問題も予想されますが、グループ結成による入札参加も考慮いただいております。専門業務知識の融合による相乗効果も期待される所かと思われまます。 総合評価における落札者決定に関しましては、実績や履行体制評価によりある程度の規模の企業・企業体が落札に至ると思われ、安定した業務の提供及び管理体制が期待される部分ではありますが、小さな企業(成長過程企業)等の大型入札参加の妨げにつながってしまうのではないかとこの心配点もございますのが正直なところとす。	当所の提案にご理解を頂きありがとうございます。 総合評価方式における落札者の決定方法自体は、中小企業者の参加の妨げになるとは考えておりません。 ただし、発注者として確実な履行を担保するため、実績や履行体制等の評価は大変重要で、本案件の事業規模や範囲を考えると、一定規模以上の事業者でなければ対応が困難であろうことは認識しております。 従って、小さな企業者への配慮といたしまして、入札参加に必要な資格を、グループ代表者の等級だけはAとしましたが、それ以外のグループ員の資格はA,B又はCの等級として、中小企業者にも入札に参加できる機会をできるだけ広く設定していることをご理解頂きたく存じます。	—